



アンネのバラ

吉高人権だより

2022年 9月号

愛媛県立吉田高等学校 人権委員会発行

みなさんは自分のことが好きですか？

機械建築工学科 山家 真

私は自分のことが嫌いです。ではなく嫌いでした。

自分のことが嫌いだった。その理由は、小学校、中学校、高校時代と自分の頭髪が天然パーマだったことで周りからイジられることが多かったからです。大学進学を機に地元を離れ、大阪に行くことになりました。大学では、みだしなみ指導のようなものは無く、髪を染める人、パーマをあてる人、スキンヘッドにする人など自由でした。私も色々と試してみましたが、わざわざ自分の頭髪と頭皮にお金をかけてダメージを与えることに少し違和感を持っていました。大学卒業後も過去の思い出から天然パーマを隠すようにほぼボーズか短髪の髪型でした。

当時勤務していた大阪の学校は、テレビのドラマや漫画で出てくる様な、とても荒れた学校でした。校則で髪の毛の色を変えるのはダメでしたが、長さはほぼ自由でした。その学校で1年生の担任をしたのですが、クラスの中に天然パーマで髪を伸ばしたおとなしい生徒がいました。入学当初から「ベートーベン」とあだ名をつけられ、ヤンチャな生徒たちがその生徒のことをイジりだしたら可哀想だなと思い、心配していました。そこで、私が思いついたのは、私自身がその子より髪の毛を伸ばしたらこっちに気が向くのではないかと思って、伸ばしてみることにしました。約20年ぶりに長髪にした私の髪の毛はアフロ状態でした。その時、私につけられたあだ名は「アフロマン」です。この作戦は大成功？で、この姿とあだ名でしばらく生活していたのですが、イジられても幼少の時のようにそこまで嫌な気持ちになることはありませんでした。それから数年間「アフロマン」として教壇に立っていました。最近、天然パーマのウネりに元気がなくなり、抜け毛も多くなってきました。気が付けば嫌だった自分の天然パーマが好きになり、愛おしく感じるようになってきました。

自分のことが好きではない人は、他人の目をいつも気にして自分を表現できていないのではないかと思います。好きではない理由に外見、性格、考え方など

色々あると思います。自分を好きになれば他人の目を気にすることもなくなり、周りと比べることもなくなるはずです。小さな事がきっかけで自分が好きになる事もあります。今ある固定概念や小さな社会から飛び出すことで新たな自分と向き合うきっかけになるはずです。

「さあ 冒険に出よう！ 天パの大冒険！！」

【知っていますか？ 「子ども基本法」】

さて、みなさんは、2023年4月にこども家庭庁という役所ができることをニュースなどで聞いたことがある人も多いと思います。こども家庭庁は、これまで各省庁が別々に行ってきた子ども政策を一元的に集約しようとする役所です。同時に「子ども基本法」という法律が公布されます。今年の6月に国会で成立した「子ども基本法」は、1989年に国連総会で採択され、1994年に国会で批准された「子どもの権利条約」を国内で実現していくために作られた法律です。

「子どもの権利条約」では、子どもの権利として次のように規定しています。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

「生きる権利」とは、すべての子どもの命が守られること。「育つ権利」とは、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること。「守られる権利」とは、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。「参加する権利」とは、自由に意見を表したり、団体を作ったりできることを示しています。この4つの権利を守るために、次の一般原則が定められています。

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・ 差別の禁止（差別のないこと）

これらのことを実現するために「子ども基本法」が制定されました。ただ法律を作っただけでは十分とは言えません。子どもも人権を持った一人の人間として扱われることが重要になってきます。